

PFOS・PFOA を含む泡消火薬剤等の流出時の対応について

1. 概要

- 水質汚濁防止法における指定物質に、PFOS・PFOA が追加されました。
- 指定物質を含む泡消火薬剤及び泡水溶液が事故等により流出し、生活環境への被害等が生じるおそれがある場合には、流出防止のための応急措置を行う必要があります。また、講じた措置の概要等について届出義務が生じます。

2. 届出義務又は情報提供の対象となる泡消火薬剤

- 泡消火薬剤貯蔵容器（タンク）や配管等の施設に保管されている PFOS・PFOA を含むもの
※泡消火薬剤が PFOS・PFOA を含むものかご確認ください。（補充用のポリ缶も対象です。）

3. 届出義務又は情報提供が必要な事業者

- 泡消火設備から、PFOS・PFOA を含む泡消火薬剤が公共用水域（河川や海域）に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に被害のおそれを生じさせた者

4. 届出義務又は情報提供が生じる流出

- 事故等による流出の場合は届出、消火活動に伴う放出の場合は情報提供が必要です。

事故事例

- ・車両衝突、天災に起因する設備破損による流出の場合
- ・老朽化や誤作動、点検時等の誤操作等により放出し流出した場合
- ・いたずらにより放出し流出した場合

5. 流出時の対応

- 流出時は直ちに応急措置（オイルフェンス設置、土嚢の積み上げ等による河川等への流出防止または地下への浸透防止、汚染土壌の除去等）を講ずる義務があります。また、応急措置を講じた泡消火薬剤等は回収してください。

※PFOS・PFOA を含む泡消火薬剤等が流出した場合に備え、事前に流出のおそれのある排水経路をご確認ください。

※応急措置が講じられていない場合は措置命令が出され、従わない場合は罰則があります。

※回収した泡消火薬剤等は、産業廃棄物です。環境省「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従い、適切に処理してください。

- 流出が生じた場合、速やかに以下の連絡先に、報告内容を参考にご一報ください。

連絡先

23 区 東京都 環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当
電話：03-5388-3494 メール：S0000725@section.metro.tokyo.jp

多摩（下記以外） 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当
電話：042-525-4771 メール：S0200355@section.metro.tokyo.jp

八王子市 八王子市 環境部 環境保全課 環境改善担当
電話：042-620-7255 メール：b111100@city.hachioji.tokyo.jp

町田市 町田市 環境資源部 環境共生課 公害指導係
電話：042-724-2711 メール：kshigen020@city.machida.tokyo.jp

報告内容

発生日時、発生場所、製品名/型式、PFOS・PFOA 含有率又は含有量、
流出防止の措置、流出量、流出先（河川、下水、地下浸透）、関係者連絡先